

労災保険

適用... 労働者を使用する全ての事業

適用事業場数 26年度末 約270万事業場

適用労働者数 26年度末 約5,540万人

財源 保険料 (賃金総額×保険料率)

保険率(平成27年4月改定)・事業の種類により

2.5 / 1000 ~ 88 / 1000

全額事業主負担(一部国庫負担)

保険料収入 26年度 8,434億円

新規受給者数 26年度末 619,599人

年金受給者数 26年度末 216,226人

特別加入

中小事業主等、一人親方等、特定作業従事者、海外派遣者

保険給付

スライド発動要件 休業・賃金変動10%超 年金・一時金 自動賃金スライド制(毎年スライド)

社会復帰促進等事業

療養のため 休業する場合

障害が残った場合 その程度に応じ

常時又は随時介護を要する場合

被災労働者が死亡した場合

脳・心臓疾患に関連する異常所見

療養(補償)給付

原則、療養費の全額

(注)業務災害の場合「療養補償給付」、通勤災害の場合「療養給付」といい、両者をあわせて「療養(補償)給付」と表記します(以下同じ)。

休業(補償)給付

休業4日目から休業1日につき 休業給付基礎日額の60%

傷病(補償)年金

療養開始後1年6ヶ月を経過しても治らずに その傷病が重い場合、年金給付基礎日額の313日分(1級)~245日分(3級)の年金

障害(補償)年金

年金給付基礎日額の313日分(1級)~131日分(7級)の年金

障害(補償)一時金

給付基礎日額の503日分(8級)~56日分(14級)の一時金

介護(補償)給付

常時または随時介護を受ける場合の費用を考慮して厚生労働大臣が定める額

遺族(補償)年金

遺族数に応じ年金給付基礎日額の153日分~245日分の年金

遺族(補償)一時金

遺族補償年金受給資格者がいない場合: その他の遺族に対し給付基礎日額の1,000日分の一時金

葬祭料(葬祭給付)

315,000円+給付基礎日額の30日分 (最低保障額は給付基礎日額の60日分)

(注)業務災害の場合「葬祭料」、通勤災害の場合「葬祭給付」といいます。

二次健康診断等給付

脳血管及び心臓の状態を把握するための二次健康診断及び医師等による特定保健指導

社会復帰促進事業

労災病院等(30ヶ所)の設置運営等

被災労働者等援護事業

特別支給金、労災就学等援護費の支給等

労働安全衛生・労働条件等の確保事業

労働災害防止対策の実施、未払い賃金の立替払事業等

(注)給付基礎日額とは、原則として被災日以前3ヶ月間の賃金総額をその期間の暦日数で除した額です。年金給付及び長期療養者(1年6ヶ月経過)の休業(補償)給付に係る給付基礎日額については、年齢階層ごとに最低、最高限度額が設定されています。